



自分の命を守るため、人の命を奪わないため！

2年前に常澄中学校に赴任して、朝、正門の前に立って登校してくる生徒と挨拶を交わしていました。「今日は学校の東の坂から上がってくる生徒と挨拶を交わそう」と思い、坂の上で待っていました。すると、生徒は右の写真のようにみんな自転車を降りて上がってくるではありませんか。つい、

「このぐらいの坂なら自転車に乗ったまま上がれるんじゃないの？体力ないのかな？」

と声をかけてしまいました。生徒からは、

「校長先生、道路の右側は自転車に乗ってはいけないんですよ。だから降りて上がってきているんです。」

とご指導いただきました。まさにその通りです。

「ごめんね、変なことを言って。校長先生が間違っていました。」

と、謝罪したことを思い出しました。

4月25日（金）の新聞に、詳しく「道路交通法施行令などの改定」について掲載されていました。来年度4月から16歳以上の人を対象に取り締まるとのことです。

- ①違反した人に【青切符】を渡し、反則金が課せられる。
- ②それを支払わないと、悪質とみなし検察に送致されてしまう。
- ③不起訴にするか、起訴・略式起訴にするか検察で決められる。
- ④起訴・略式起訴されると前科になってしまう。

このような仕組みです。

では、なぜこのような改訂が行われたのでしょうか、考えてみましょう。それは、どの違反も人の命に係わる重大な事故につながる恐れがあるものだからです。人の命というのは、自転車を運転している者からすると被害を想定しがちですが、加害者となる事故も増えているのです。実際、小学生が加害事故を起こし、その保護者に9500万円の賠償金を支払う命令が下った例があります。母親は普段から安全に対する指導をしていたといいますが、子どもは危険な運転をしており、母親の指導が行き届いていなかったと判断され、罪に問われてしまったものです。反則金を払わなければならないからではなく、自分の命を守り、人の命を奪わないようにするため、中学生の今から、しっかりとルールを守って生活していきたいです。保護者の皆様にも、引き続きご指導をお願いいたします。



取り締まりの対象となる自転車の主な違反と反則金額【青切符】

スマートホンや携帯電話の使用	12,000円
信号無視	6,000円
逆走、歩道通行など	6,000円
一時不停止	5,000円
無灯火	5,000円
傘差し、イヤホンの使用	5,000円
並進（横に2代以上並んで走る）	3,000円
2人乗り	3,000円